

消費生活センターだより

第75号
令和3年1月

新型コロナウイルス感染症に 便乗する詐欺に注意してください！

【手口1】

県の職員を装った男から「高齢者を対象にPCR検査とワクチン接種ができる」という電話がかかってきた。話を聞くと「ワクチンの予約には予約金が必要」と言われたので、予約金を支払ったところ、「接種の際は、医療機関に一泊してもらう」と伝えられ、更に追加で料金を請求された。

【手口2】

知らない事業者から「PCR検査キットを購入しないか」という電話がかかってきた。何度も断ったが、「送ります」と言って電話が切れ、後日、代引きで商品が届いた。



【アドバイス】

- 県の職員がワクチン接種を電話で勧めることはありません。県の職員と名乗った人から電話がかかってきても、個人情報等は教えないようにしましょう。
- 一方的に商品を送りつけられても消費者が「承諾」の意思を示さなければ売買契約は成立しないため、商品の受け取りや代金支払いの義務はありません。また、一方的に送りつけられた商品を受け取ってしまった場合は、開封せず14日間保管すれば、その後は自由に処分できます。ただし、14日間以内に届いた商品を消費すると、購入する意思があったとみなされる可能性があるため、注意が必要です。
- 消費者トラブルにあってしまった場合は消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019